



愛媛県報

発行 愛媛県

平成29年9月19日火曜日 第2910号

◇ 目 次 ◇ 告 示

愛媛県税証紙売りさばき人指定願の記載事項の変更.....（税務課）... 660
道路の区域変更（県道猿鳴平城線）.....（南予地方局愛南土木事務所）... 660

選挙管理委員会告示

直接請求の要件となるべき選挙権を有する者の数.....（選挙管理委員会）... 660

告 示

○愛媛県告示第1034号

愛媛県税賦課徴収条例施行規則（昭和29年愛媛県規則第38号）第3条第1項の規定により、平成29年9月6日次のとおり愛媛県税証紙売りさばき人指定願の記載事項の変更を許可した。

平成29年9月19日

愛媛県知事 中村時広

指定 番号	売りさばき人 氏 名	変 更 事 項	
		新	旧
18	一般社団法人 愛媛県猟友会 今治支部 支部長 近藤 哲也	1 代表者氏名 近藤 哲也	1 代表者氏名 平田 啓吾

○愛媛県告示第1035号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、南予地方局愛南土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成29年9月19日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 敷 幅	延 長	備 考
県 道	猿鳴平城線	南宇和郡愛南町中浦831番1地先	旧	メートル 3.8～11.8	キロメートル 0.048	
			新	8.6～14.5	0.048	

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第48号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第2編第5章及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による直接請求の要件となるべき選挙権を有する者の数は、次のとおりである。

平成29年9月19日

愛媛県選挙管理委員会

委員長 大塚 岩 男

1 直接請求（県議会議員の解職請求を除く。）の要件となるべき選挙権を有する者の数

- (1) 選挙権を有する者の総数 1,179,404
- (2) 選挙権を有する者の総数の50分の1の数 23,589
- (3) 80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数 247,426

2 県議会議員の解職請求の要件となるべき選挙権を有する者の数

選 挙 区 別	選挙権を有する者の総 数	同左の3分の1の数 （松山市・上浮穴郡選 挙区にあっては、同左 の40万を超える数に6 分の1を乗じて得た数 と40万に3分の1を乗 じて得た数とを合算し て得た数）
伊 予 郡	43,975	14,659
南 宇 和 郡	19,600	6,534
松山市・上浮穴郡	438,762	139,794
今 治 市・越智郡	142,628	47,543
宇和島市・北宇和郡	79,853	26,618
八幡浜市・西宇和郡	39,069	13,023
新 居 浜 市	101,263	33,755
西 条 市	92,681	30,894
大 洲 市・喜多郡	52,510	17,504
伊 予 市	31,828	10,610
四 国 中 央 市	75,095	25,032
西 予 市	33,995	11,332
東 温 市	28,145	9,382